

福津市郷^{さと}づくり推進条例(案)
(令和 年 月 日福津市条例第 号)

私たちのまち福津市は、自然環境に恵まれ、歴史や文化を有するまちです。

「郷^{さと}」とは、人と人が互いにつながり、支え合う温かい地域を意味し、そのような「郷」をつくりたいという願いが込められた言葉です。

福津市では、福間町で取り組みをしていた「わがまちづくり支援事業」を継承し、市民が主体となり行う地域自治活動を「郷づくり」と名付け、郷づくり推進協議会を中心に活動を始めました。その後、各地域では、さまざまな工夫や挑戦を積み重ねることで、郷づくりの土台を築き、まちを育ててきました。

郷づくりは、継続的に取り組むことで地域に根付き、一人一人が持つ力や「やってみたい」という思いを生かすことで、人と人とのつながりを生み出しています。また、郷づくり推進協議会は、自治会、学校、事業者及び各種団体等と連携し、又は協力しながら、地域の魅力を高めています。

一方で、同じ市内であっても、地域の資源や直面する課題、今後の可能性はさまざまです。社会情勢や市民の価値観の変化に対応した地域自治を実現するためには、それぞれの地域の実情や思いに合わせた、「郷づくり」を進めることが重要です。

私たちは、「市民が主役、市がパートナー」という考えのもと、互いの立場を尊重し、共働して、持続的な郷づくりを推進します。そして、多くの市民が地域に愛着を持ち、人と人がつながり、支え合うことで、住みよいまちを実現するため、ここに条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民、郷づくり推進協議会及び福津市（以下「市」という。）の位置付け及び役割等の基本的な事項を明らかにすることにより、持続的な郷づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 郷づくり 「自らの地域は、自らの手で」という認識のもと、市民が主体となり行う地域自治活動のことをいう。ただし、次に掲げる活動は、除くものとする。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動

イ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対する活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）

若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対する活動

(2) 市民 福津市みんなですすめるまちづくり基本条例（平成 20 年福津市条例第 27 号。以下「基本条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する市民をい

う。

(3) 郷づくり推進協議会 基本条例第 11 条第 2 項に規定する郷づくり推進協議会をいう。

(4) 共働 基本条例第 2 条第 4 号に規定する共働をいう。

(基本理念)

第 3 条 市民、郷づくり推進協議会及び市は、基本条例第 3 条に規定する基本理念のもと、次に掲げる事項を踏まえ、郷づくりを推進するものとする。

(1) 地域の魅力を高めるとともに、地域の課題を解決するため、共働して推進すること。

(2) 地域の特性及び資源を生かし、持続的に活動が行われること。

(3) それぞれの役割を認識し、信頼関係を築きながら、相互に高め合い、活動すること。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、地域に関心を持ち、主体的に郷づくりに参加し、又は参画するよう努めるものとする。

(郷づくり推進協議会の役割)

第 5 条 郷づくり推進協議会は、市民、自治会、学校、事業者及び各種団体等の意見及び要望を聴くとともに、連携して、主体的に郷づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 郷づくり推進協議会は、自治会及び各種団体等の活動を補完する広域的な取組を行うとともに、地域内の総合調整機能を発揮するよう努めるものとする。

3 郷づくり推進協議会は、市民交流及び地域の特性を生かした郷づくりの拠点として、地域内の郷づくり交流センター（福津市郷づくり交流センター条例（平成 20 年福津市条例第 13 号）第 1 条に規定する郷づくり交流センターをいう。）又はコミュニティセンター（福津市コミュニティセンター条例（平成 17 年福津市条例第 95 号）第 1 条に規定するコミュニティセンターをいう。）を活用するよう努めるものとする。

(市の役割)

第 6 条 市は、郷づくりが充実し、及び拡充するよう、郷づくり推進協議会の自主性を尊重し、その機能強化に向けた支援に努めるものとする。

2 市は、郷づくり推進協議会が自治会、学校、事業者及び各種団体等との連携を促進し、又は交流する機会の創出に努めるものとする。

3 市は、郷づくり推進協議会からの提案、意見、相談又は要望を受けたときは、必要な助言を行い、又は市の関係部署と連携することで、その対応に努めるものとする。

4 市は、郷づくりに対する市職員の意識向上に努めるものとする。

(市の説明責任)

第 7 条 市は、郷づくりの推進に関し、基本となる施策について、市民に分かりやすく説明する責務を有する。

(市の支援)

第 8 条 市は、郷づくり推進協議会の実情に応じて、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 郷づくり推進協議会相互の学び合いの場及び対話の場の設定
- (2) 地域との連携を担う職員の配置
- (3) 郷づくり推進事業交付金の交付
- (4) 活動拠点の整備
- (5) その他郷づくりを推進するために必要な支援
(郷づくり推進協議会代表者会議)

第9条 市は、郷づくり推進協議会の相互の連携及び情報共有を図るため、郷づくり推進協議会の代表者で構成する郷づくり推進協議会代表者会議を設置する。

- 2 郷づくり推進協議会及び市は、郷づくり推進協議会代表者会議が円滑に進むよう、当該会議の運営方法について、必要に応じて見直すものとする。
(郷づくり推進協議会の組織等)

第10条 郷づくり推進協議会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する自主的な組織とする。

- (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他郷づくり推進協議会を民主的に運営するために必要な事項が会則に定められていること。
 - (2) 役員が、構成員の意思に基づいて選出されていること。
 - (3) 活動の対象が、次項に定める郷づくり地域内の全ての市民であること。
- 2 市は、おおむね小学校区を単位として、郷づくりに関する施策を効果的に推進するため、郷づくり地域を定めることができるものとする。ただし、郷づくり地域は、市の施策上の区域を定めるものであり、活動範囲を限定するものではない。

(郷づくり推進事業)

第11条 郷づくり推進協議会は、地域の実情及び課題並びに構成員の意思に基づき、必要と認める事業を企画し、実施する。

(情報の発信等)

第12条 郷づくり推進協議会及び市は、郷づくりに関する情報を分かりやすく発信するとともに、その共有に努めるものとする。

(人材育成等)

第13条 郷づくり推進協議会及び市は、郷づくりの担い手となる人材を発掘し、その育成に努めるものとする。

- 2 郷づくり推進協議会及び市は、年齢、性別その他の違いにかかわらず、多様な市民が郷づくりに参加し、又は参画しやすい環境づくりに努めるとともに、必要な取組を行うものとする。

(郷づくり推進に関する計画)

第14条 市は、郷づくり全体の将来像及び郷づくりを推進するための施策を示す計画を策定し、必要に応じて見直すものとする。

- 2 郷づくり推進協議会は、地域の特性及び資源を基に、地域の将来像及び活動の基本方針を示す計画を策定し、必要に応じて見直すものとする。
- 3 市及び郷づくり推進協議会は、それぞれの計画の策定及び見直しに当たっては、相互の自主性を尊重するとともに、連携を図るものとする。

(情報公開)

第 15 条 郷づくり推進協議会は、活動に関する書類を整備し、その情報を公開するよう努める。

(個人情報保護)

第 16 条 郷づくり推進協議会は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、保有する個人情報（同法第 2 条第 1 項に規定する個人情報という。）を適切に保護されるよう必要な措置を講じなければならない。

(意見の聴取)

第 17 条 市は、郷づくりに関する施策その他重要な事項について、郷づくり推進協議会及び福津市共働推進会議（福津市附属機関設置条例（平成 17 年福津市条例第 16 号）別表に規定する福津市共働推進会議をいう。）の意見を聴くものとする。

2 市は、前項の意見を踏まえ、必要に応じて郷づくりに関する施策その他重要な事項について見直すものとする。

(安全・安心なまちづくり)

第 18 条 市民、郷づくり推進協議会及び市は、自助、共助及び公助のそれぞれの役割を認識し、共働して、安全・安心なまちづくりを目指すものとする。

(条例の見直し)

第 19 条 市長は、この条例の施行後 4 年を超えない期間に施行状況を検証し、その後、必要に応じて見直すものとする。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。